

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43437">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43437</a>

閩  
連  
資  
料

外務省調査月報  
Vol. III No. 7~8 (1962/7~8) 抜刷

米国の沖縄新政策

外務省アジア局北東アジア課

資料

米国の沖縄新政策

アジア局北東アジア課

- I・新政策発表のいきさつ II・大統領の声明  
III・行政命令の改定 IV・日本調査団の派遣  
(資料) 1・池田首相・ケネディ大統領共同声明—  
2・ケネディ大統領声明— 3・行政命令の改正点比  
較対照表

I・新政策発表のいきさつ

ケネディ米大統領は、昭和37年3月19日(日本時間20日)、沖縄施政についての新政策を発表した。

沖縄は、米国の軍事占領後、平和条約第3条によって、その施政が同国にゆだねられたが、潜在主権(注)は日本に残されている。すなわち、現在わが国の実権は及ばないが、沖縄が日本の領土であり、その住民は日本人であること、および将来の復帰先は日本であることは、国際的にも明確に認められているところである。

昨年6月、池田首相が訪米したさい、ワシントンにおいてケネディ大統領と沖縄問題について討議し、その結果は当時の「共同声明」のなかに明らかにされたとおりである。すなわち、米国は沖縄住民の安寧と福祉増進のため一層の努力を払うことを確言し、この努力に対する日本の協力を歓迎する旨述べたのに対し、わが国はこの目的のため米国と引き続き協力することを約束した。

米国政府はこの新政策を具体化するために、昨秋、ケイセン大統領顧問を団長とし、関係各省のエキスパートによって構成された、いわゆるケイセン調査団を沖縄に派遣し、現地をくまなく踏査視察させたり、あらゆる階層の意見を聞かせたり、きわめて熱心な調査を実施させた。その報告にもとづいて、沖縄政策を検討した結果、去る3月、大統領声明のかたちで、新政策が発表されたのである。

II・大統領の声明

この大統領声明は、沖縄施政に関する行政命令を改正するさい、これとの関連で発表された

(注) 1. サン・フランシスコにおける講和会議(1951年9月)において、グレス米代表、ヤンガー英代表は、いずれもその演説において、沖縄などにつき、日本が残存主権(または潜在主権)を保有する旨の発言を行なっている。  
2. 昭和32年6月の岸・アイク共同声明および昨36年の池田・ケネディ共同声明では、いずれもこれら諸島に日本が潜在主権を有することを米側が確認する旨が述べられており、また昭和35年に改訂された安保条約の付属合意議事録の中でも、この旨確認されている。

ものであり、大統領はそのなかで、(1)統治の継続の必要性を再確認し、(2)施政改善のための新しい措置を示し、(3)行政命令の今回の改正点を明らかにしている。

第(1)の点については、行政命令の改正はさきのケイセン調査団がその調査にもついで行なった勧告の結果であること、また同調査団の報告は、米国が沖縄の施政をつづけ基地を保持することは日本から東南アジアにかけての自由世界防衛のため必要であると強調していること、および沖縄住民が自己の問題処理に当たって、より自由な権限をもちたいとする希望を十分に検討していること、さらに、同胞である沖縄住民と、現在よりも一層密接な関係を保ちたいとする日本本土国民の希望をも考慮すべきであるとしていること、を明らかにしている。また、沖縄は日本本土の一部であり、完全に日本の主権下へ復帰することを許される日を待望していること、そのときまで、米国の責任を従来よりも効果的に果たすこと、さらに日本に復帰する場合の困難を最も少なくするためいくつかの措置をとるよう指令したこと、を明らかにしている。

第(2)の施政改善のためとすべき措置については、

(1) プライス法により定められた米国の沖縄に対する援助費年額 600 万ドルのワクを必要な程度まで引き上げる法案を議会に要請すること。

(2) 米軍および琉球政府が雇用している沖縄人給与水準、ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には、日本本土における相当地域のそれにまで引き上げるための施策を進めること。

(3) 経済開発に必要な借款資金を今後着実に増加させるための手続きを議会に対し要請すること。

(4) 昨年池田首相とワシントンにおいて討議したとおり、住民の安寧と福祉および経済開発を進進するための援助供与について、日本との協力関係実施に関する明確な取り決めを作成するため、日本政府と討議を開始すること。

(5) 施政権者として必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、今後いついかなる状況のもとで、今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを定めるため、行政機能について継続的な検討を行なうこと。

(6) 沖縄にある米軍軍事施設、または沖縄自体の安全を維持するために必ずしも必要としないすべての統制を撤廃するため、住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なうこと。

を明らかにしている。すなわち、(1)沖縄援助に関するプライス法のワクの拡大、(2)公務員などの給与、公衆衛生、教育および福祉水準をいわゆる本土なみに引き上げること、(3)経済開発資金の供与、(4)住民の安寧、福祉および経済開発につき日米協力体制確立のための日米会

談、(5)琉球政府自治権拡大についての米側の自主的検討、(6)住民の個人的自由に対する規制撤廃についての米側の自主的検討、以上6つの新措置が明らかにされたものであるが、(1)~(4)は経済に関するもの、また、(5)および(6)は住民自治権の拡大、個人自由権に関するものである。なお、このうち(1)のプライス法の年間600万ドルを限度とする援助のワクを2,500万ドルに引き上げる改正法案が大統領声明の発表直後、下院に提出され同院を通過し、目下、上院において審議中であり、また(5)については、教職員給与改善のため、すでに100万ドルの援助が与えられている。前記プライス法改正案は、米年度以降の米政府の沖縄に対する実際援助額が考慮されるさいの大ワクを示したものであり、今後行なわれるべき日本政府からの援助とも関連があるわけである。

第(3)の点、すなわち行政命令の改正点については、次の6つを列挙している。

(1) 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。

(2) 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するため書き改める。

(3) 立法院議員の任期を2年から3年に延長する。

(4) 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。

(5) 民政官は文民でなければならないことを定める。

(6) 沖縄におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

以上が大統領声明の要点である。

この大統領声明について、当時、大平官房長官は、その談話のなかで、日本政府の見解を次のとおり述べた。

「今回の大統領声明が、沖縄同胞が日本国民であり、沖縄が日本本土の一部であることを率直に認め、沖縄がやがてわが国の完全な主権の下に復帰する日に備えて、日本と密接に協力して沖縄問題に対処するとの米国の意図を明らかにしたことを歓迎する。

大統領声明に述べられた諸措置は、従来沖縄をめぐって提起された問題のすべてについて最終的な解決を示したとはいえないが、かねてよりのわが方諸提案の精神にそうものであり、重要な進歩の基礎をなすものである。また、声明に含まれた民生福祉、経済援助を含む各般の問題についての日米間の取り決めを作成するための討議は、双方の準備が完了次第近く始められることとなろう。」

### III・行政命令の改定

声明文発表と同時に、ケネディ大統領は、1957年6月5日に公布された「琉球列島の管理に關する大統領行政命令」を部分的に改正した改正第1号を公布した。新旧行政命令の主な相違

点は次のとおりである。

- (1) 現行では、行政主席は立法院代表者の推せんする者（複数）のなかから高等弁務官が任命することになっていたのが、改正では、立法院が指名した者を高等弁務官が任命することになった。ただし、立法院が高等弁務官の定めた適当な期間内に受諾可能な指名を行なわないか、あるいは高等弁務官が他の異常な状況により必要と認めるときは高等弁務官がみずから任命できる。（第8節B）
- (2) 高等弁務官の拒否権について、新行政命令には、(イ)拒否権を行使した場合は、国防長官への報告にさいして、その理由を明示しなければならないこと、（第11節A）および、(ロ) 拒否権の行使に当たっては、沖縄住民の権利を十分に尊重しなければならないことを明記した。（第11節B）
- (3) 立法院議員の任期を現行の2年から3年に延期した。（第6節A）
- (4) 立法院が選挙区の数と区域を変更しうることを認めた。（第6節B）
- (5) 高等弁務官のもとに文官である民政官を置くことを、あらたに規定した。（第4節B）
- (6) 琉球裁判所の米国人に対する刑事裁判権の範囲について、現行規定に技術的変更を加えた。ただし、その内容が変更されたわけではない。（第10節B (3) a）
- (7) このほか、立法手続きが改正された。すなわち、現在では、行政主席が拒否した法律案は、立法院が再可決したあと高等弁務官がこれを承認して署名したときに法律として成立することが定められていたが、改正により、立法院が再可決したときに法律として成立する。（第9節A）

#### IV・日本調査団の派遣

日米両国が相協力して、沖縄住民の安寧と、福祉の向上および沖縄の経済開発増進を実施するための明確な取り決めを行なうため、すみやかに両国政府間に討議が開始されることとなったいきさつは上述のとおりである。わが国として、この討議に臨むためには、現地沖縄の実情を完全には握る必要がある。計画樹立に必要な資料収集と、住民の声を広く聞くため、関係各省職員をメンバーとする沖縄調査団を派遣することになった。調査団の派遣について日米間に合意ができたので、第1次として、小平総務長官を団長とし、総理府、外務、大蔵、自治、経済企画の各省庁職員による調査団を6月15日派遣した。第2次調査団は7月10日、農林、通産、厚生各省職員が、同月26日、建設、運輸、文部各省職員がそれぞれ現地におもむいた。このようにして、8月上旬には所要の調査が終わり、その結果が政府に報告されるので、日本側としては、すでに保持する資料とあわせ検討し、日米会談に臨む態勢を進めることとなる。

#### 資料・1 池田首相・ケネディ大統領共同声明

（注 沖縄に関する部分のみ）

<昭36 (1961). 6. 22>

#### 仮 訳

大統領と総理大臣は、米国の施政下にあるが、同時に日本が潜在主権を保有する琉球、および小笠原諸島に関連する諸事項に関し意見を交換した。大統領は、米国の琉球住民の安寧と福祉を増進するために一層の努力をほらう旨確言し、さらに、この努力に対する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は、日本がこの目的のため、米国と引き続き協力する旨確言した。

#### 資料・2 ケネディ大統領声明 (1962. 3. 19)

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた1957年6月5日付の行政命令第10713号の改正に署名した。この行政命令の改正と以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域で実施されている米国の政策および計画を調査するため昨年任命された各省調査団の報告の結果である。

調査団の作業は、米国の琉球諸島の軍事基地に重要性を認めていることを強調している。これらの基地に展開されている兵力は、極東の平和に対する脅威にかんがみ、われわれの阻止力を維持するうえで最も重要なものである。琉球諸島の米軍基地は、日本から東南アジアへかけて大きな弓形になって横たわる同盟諸国に対し、一たん事あるときは、米軍は援助におもむく意思も能力もあるのだということを保証するのに役立っている。

調査団の報告は、米国の施政を続けることが軍事上絶対に必要であることと琉球住民の希望、すなわち日本国民であることを認められ、日本でならば享受できる経済および社会福祉の利益を受け、また、自分自身の問題を処理するに当たって今までよりも大きい発言権をもちたいという希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細に検討しているものである。この報告は、また、琉球の同胞と密接な関係を保ちたいという日本国民の希望をも同じく考慮している。

私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の考慮が、沖縄が完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならない事態にある。私は、米国のこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を今までよりも効果的に果たし、さらに、琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少なくするために、いくつかの特定の措置を取るよう指令した。これらの措置は、次のとおりである。

1. 琉球諸島に対する援助を600万ドル以内に行っている現在の制限を撤廃するためブライ

法(公法86-629)を改正するよう議会に要請する。

2. 米軍および琉球政府が雇用している琉球人に対する給与の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には日本本土の相当する地域での水準に達するよう引き上げるため、琉球における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行なう。

3. 琉球の経済開発のための借款資金を今後年々着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行なう。

4. 昨年池田総理大臣のワントン訪問にさいし同総理大臣と私が討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取り決めを作成するため日本政府と討議を開始する。

5. 施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行なう。

6. 琉球にある米国の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なう。

行政命令第10713号の改正は、次の諸目的実現のためのものである。

1. 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
2. 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するため書き改める。
3. 立法院議員の任期を2年から3年に延長する。
4. 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
5. 民政官は文民でなければならないことを定める。
6. 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

資料・3 行政命令の改正点比較対照表

(注 傍線の部分が改正された箇所、ただし旧命令中の傍線部分は削除を意味する)

新	旧
第4節(a) 国防長官の管轄の下に、琉球列島民政府をおき、その長を琉球列島高等弁務官(以下「高等弁務官」という)と呼称する。高等弁務官は、(a)国防長官が國務長官にはかり、大統領の承認をえて合衆国軍隊	第4節 国防長官の管轄の下に、琉球列島民政府をおき、その長を琉球列島高等弁務官(以下「高等弁務官」という)と呼称する。高等弁務官は、(a)国防長官が國務長官にはかり、大統領の承認をえて合衆国軍隊の現

の現役軍人の中から選任し、(b)この命令の規定によって与えられた権力を有し、かつ、この命令の規定によって与えられた職務を行ない、(c)自己に与えられたいかなる権能をもその指定する民政府職員に委任することができ、(d)この命令によって国防長官から委任され、もしくは与えられたいかなる権力または職務をも遂行するものとする。

(b) 高等弁務官の下に文民の行政官1人を置き、これを民政官と呼称する。民政官は国防長官が國務長官にはかり大統領の承認をえて選任し、高等弁務官が与える権限を行使し任務を遂行するものとする。

第6節(a) この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は1院からなる立法院が保有する。立法院議員は1962年に沖縄住民により直接選挙されるものとし、それ以降は任期を3年とし、3年ごとに改選する。

(b) 琉球列島の領域は従前どおり各選挙区分から、各選挙区はそれぞれ立法院議員1人を選出する。現在の29選挙区はそのままとするが、選挙区の数と区域は高等弁務官の承認をえて、琉球政府が制定する法令によって改正することができる。選挙区はいかなる改定も、新たな選挙区が地域として比較的まとまりがあり、飛び地でなく、大体において同程度の人口数をもつように選定を考慮を払って行なうものとする。

第8節(a) 琉球政府の行政権は琉球住民である行政主席に属する。行政主席は、琉球政府のすべての行政機関に対して一般的指揮監督権を有し、琉球列島に適用される法令を忠実に執行しなければならない。

役軍人の中から選任し、(b)この命令の規定によって与えられた権力を有し、かつ、命令の規定によって与えられた職務を行ない、(c)自己に与えられたいかなる権能をもその指定する民政府職員に委任することができ、(d)この命令によって国防長官から委任され、もしくは与えられたいかなる権力または職務をも遂行するものとする。

第6節 この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は、琉球住民によって直接に選挙された議員をもって構成する立法院に属する。

立法院は、単数代表選挙区から2年ごとの偶数年に選挙される29人の議員からなる1院をもって構成する。

第8節 琉球政府の行政権は、高等弁務官が、立法院の代表者にはかって任命する琉球住民である行政主席に属する。

行政主席は、琉球政府のすべての行政機関に対して一般的指揮監督権を有し、琉球

(b)(1) 行政主席は、ここに規定する立法院が行ない高等弁務官が受諾する指名に基づき、高等弁務官が任命する。かく任命された行政主席は、同主席を指名した立法院の任期の残りの期間、およびその後、本節に基づいて後継者を任命するか、またはそのような任命ができない場合には本節(2)項により後継者を任命するために必要かつ妥当な期間、現職を続ける。

(2) 立法院が高等弁務官の決定する妥当な期間内に受諾可能な指名を行わない場合、もしくは他の異常な状況により高等弁務官が必要とみなせば、高等弁務官は指名なく行政主席を任命しうる。本節(2)項により任命される行政主席の任期は高等弁務官により決定される。

(c) 各公共団体の長は、琉球政府の立法院の設ける手続きに従い、当該地方公共団体の住民がこれを選挙する。

第9節(a) 立法院によって可決された立法案は、立法となる前に行政主席に送付されなければならない。行政主席が立法案を承認するときは、これに署名し、承認しないときは、送付を受けた後、15日以内に異議を添えて立法院に返送しなければならない。

立法案が所定の15日以内に返送されないときは、行政主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。ただし、立法院の閉会によりその返送が妨げられたときはこの限りでない。この場合には、行政主席が立法案の送付を受けた後、45日以内に承認するときは立法となり、承認しないときは立法とならない。

行政主席が異議を添えて立法案を返送し

列島に適用される法令を忠実に執行しなければならない。

地方公共団体の長は、琉球政府が立法院が制定する手続きに従って、当該地方公共団体の住民がこれを選挙する。

第9節 立法院によって可決されたすべての立法案は、立法となる前に、行政主席に送付されなければならない。行政主席が立法案を承認するときは、これに署名し、承認しないときは、送付を受けた後、15日以内に異議を添えて立法院に返送しなければならない。

立法案が所定の15日以内に返送されないときは、行政主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。ただし、立法院の閉会によりその返送が妨げられたときは、この限りでない。この場合には、行政主席が立法案の送付を受けた後、45日以内に承認するときは立法となり承認しないときは立法とならない。

たときは、立法院はこれを再議することができる。再議の結果、立法院の2/3の多数をもって原案を可決したときは、行政主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。

行政主席が異議を添えて立法案を返送したときは、立法院はこれを再議することができる。再議の結果、立法院の2/3の多数をもって原案を可決したときは、これを高等弁務官に送付しなければならない。

高等弁務官が、承認するときは、これに署名する。高等弁務官がこれを承認しないときは、その旨を述べて立法院に返送するものとし、その場合には、当該立法案は立法とならない。

高等弁務官が立法案の送付を受けた日から45日以内にこれを承認もせず、否認もしないときは、これに署名した場合と同様に立法となる。

(b) 立法院で可決された立法案が、数個の金銭支出項目を含むときは、行政主席は、その1項目、もしくは数項目、その一部もしくは数部分について異議を述べ、当該立法案のその他の項目、部、または部分を承認することができる。

立法院で可決された立法案が、数個の金銭支出項目を含むときは、行政主席は、その1項目、もしくは数項目、その一部もしくは数部分について異議を述べ、当該立法案のその他の項目、部、または部分を承認することができる。

この場合、行政主席は、立法案に署名するにあたり、当該立法案中の異議のある項目、部、または部分についてその旨を付記しなければならない。

行政主席は、この場合、立法案に署名するにあたり、当該立法案中の異議のある項目、部、または部分について、その旨を付記しなければならない。

このように異議の付された項目、部、または部分は効力を生じない。立法院が、行政主席のこのような異議をくつがえそうとするときは、先に定めた手続きを適用する。前述の目的のための期間の計算については、日曜日、および法定休日を除く。

このように異議の付された項目、部、または部分は効力を生じない。立法院が、行政主席のこのような異議をくつがえそうとするときは、先に定めた手続きを適用する。

前述の目的のための期間の計算については、日曜日、および法定休日を除く。



第10節 琉球列島における司法権は、次のとおり行使されなければならない。

(a) 琉球政府は、民事、および刑事の第一審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。

(1) 次のb項(1)および(2)に規定する場合を留保するすべての民事事件に対する裁判権

(2) 次に規定する者を除くすべての人に対する刑事裁判権

(a) 合衆国軍隊の構成員または軍属

合衆国国民で合衆国政府の被雇用者である者

(c) 上記の者の家族。ただし、c項に規定する場合には、琉球人である家族に対しては、琉球政府の裁判所は、刑事裁判権を行使することができる。高等弁務官は、合衆国の安全、財産または、利害に影響を及ぼす事件で、自己の指定する事件については琉球政府の裁判所から刑事裁判権を撤回することができる。

B 民政府は、民事、および刑事の第一審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。

(1) 高等弁務官が合衆国の安全、財産または利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件、または紛争に対する民事裁判権。

第10節 琉球列島における司法権は、次のとおり行使されなければならない。

A 琉球政府は、民事、および刑事の第一審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。

(1) 次のb項(1)および(2)に規定する場合を留保するすべての民事事件に対する裁判権

(2) 次に規定する者を除くすべての人に対する刑事裁判権

(a) 合衆国軍隊の構成員または軍属

(b) 統一軍法 (10 U.S.C. 801 et seq.) による軍法会議の審判の対象とならなくても

合衆国国民で合衆国政府の被雇用者である者

(c) 上記の者の家族。ただし、c項に規定する場合には、琉球人である家族に対しては、琉球政府の裁判所は、刑事裁判権を行使することができる。高等弁務官は、合衆国の安全、財産または、利害に影響を及ぼす事件で、自己の指定する事件については琉球政府の裁判所から刑事裁判権を撤回することができる。

B 民政府は、民事、および刑事の第一審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。

(1) 高等弁務官が合衆国の安全、財産または利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件、または紛争に対する民事裁判権。

このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令、または判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続き中、いつでも高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。

このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。

(2) 合衆国軍隊の構成員、軍属もしくは合衆国国民である合衆国政府の被雇用者、または以上の者の家族であつて琉球人ではない者が当事者であるすべての事件または紛争に対する民事裁判権。ただし、当事者のいずれかの訴願に基づき、高等弁務官が琉球の安全、外交関係、または合衆国もしくは合衆国国民の安全、財産もしくは利害に直接間接に重大な影響を及ぼすと認め、民政府がその裁判権を行使すべきであると決定した場合に限る。

このような事件が、琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令または判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続き中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。

このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。

(3) 米国籍をもつ(a)民間人構成員(b)米国民政府の被雇用者(c)前記のものおよび米軍人の家族で琉球住民以外のものに対する刑

このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令、または判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続き中、いつでも高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。

このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。

(2) 合衆国軍隊の構成員、軍属もしくは合衆国国民である合衆国政府の被雇用者、または以上の者の家族であつて琉球人ではない者が当事者であるすべての事件、または紛争に対する民事裁判権。ただし、当事者のいずれかの訴願に基づき、高等弁務官が琉球の安全、外交関係、または合衆国もしくは合衆国国民の安全、財産もしくは利害に直接間接に重大な影響を及ぼすと認め、民政府がその裁判権を行使すべきであると決定した場合に限る。

このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令または判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続き中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。

このようにして、移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。

(3) 合衆国またはその機関に雇用されている合衆国国民で統一軍法 (10 U.S.C. 801 et seq.) 軍法会議の対象とならない

事裁判権。

第11節(a) 高等弁務官は、この命令にもとづいて任務を遂行するために必要と認めるときは、法律、布令または規則を公布することができる。

高等弁務官は、琉球列島の安全、琉球列島についての外国および国際機構との関係、合衆国の対外関係、または合衆国もしくはその国民の安全、財産もしくは利害に関して、直接間接に重大な影響があると認めるときは、琉球の法律案、法律または公務員に関し、それぞれ次のことを行うことができる。

(i)すべての立法案、その一部またはその中の一部分を拒否し、(ii)すべての立法、その一部、またはその中の一部分を制定後、45日以内に無効にし、および、(iii)いかなる公務員でもその職から罷免すること。

高等弁務官は、刑の執行を停止し、刑を変更し、および恩赦をなす権限を有する。高等弁務官は、安全保障のため欠くべからざる必要があるときは、琉球列島におけるすべての権限の全部、または一部を自ら行なうことができる。

高等弁務官は、本節によって与えられた権限を行使した場合には、理由を付してすみやかに国防長官に報告し、国防長官は、これを國務長官に通告しなければならない。

(b) 高等弁務官は本節(a)項の規定により与えられた権限を行使するに当っては、琉球住民の権利を十分に尊重し、とくに第

者、およびその家族で琉球人でない者に対する刑事裁判権。

第11節(a) 高等弁務官は、この命令にもとづいて任務を遂行するために必要と認めるときは、法律、布令または規則を公布することができる。

高等弁務官は、琉球列島の安全、琉球列島についての外国および国際機構との関係、合衆国の対外関係、または合衆国もしくはその国民の安全、財産もしくは利害に関して、直接間接に重大な影響があると認めるときは、琉球の法律案、法律または公務員に関し、それぞれ次のことを行うことができる。

(i)すべての立法案、その一部またはその中の一部分を拒否し、(ii)すべての立法、その一部、またはその中の一部分を制定後、45日以内に無効にし、および、(iii)いかなる公務員でもその職から罷免すること。

高等弁務官は、刑の執行を停止し、刑を変更し、および恩赦をなす権限を有する。高等弁務官は、安全保障のため欠くべからざる必要があるときは、琉球列島におけるすべての権限の全部、または一部を自ら行なうことができる。

高等弁務官は、本節によって与えられた権限を行使した場合には、すみやかに国防長官に報告し、国防長官は、これを國務長官に通告しなければならない。

2部第2項の規定を順守しなければならない。

経過規定(a) この命令は、琉球列島の現行政主席の任期をいまだに終らせる効力はもたないものとする。現行政主席の任期は、この改正命令によって任命される次期後継者が、行政主席としての職務につくとき、ないしは高等弁務官が決定する期日に終了するものとする。

(b) この命令の発せられた期日に立法府議員である者は、現在の任期が満了するまで引き続き在任するものとする。

(c) この命令による改正第4節は1962年7月1日から発効する。その他の部分は1962年4月1日から発効する。